

鴨川市地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、鴨川市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第4項の規程に基づき、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

（代理出席）

第3条 規約別表に定める委員のうち、次に掲げる者は、やむを得ず会議を欠席する場合は、その属する団体から代理のものを出席させることができる。

- (1) 千葉県安房土木事務所長又はその指名する者
- (2) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (3) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (4) 千葉県鴨川警察署長又はその指名する者

（会議録の調製）

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の所属、職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名する議事録確認者が確認した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第5条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、非公開とされた部分については、これを公開しないことができる。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 傍聴者の定員は、10名とする。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び名前を記入しなければならない。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年3月 日 から施行する。